

大型貨物自動車の後部ナンバープレート取付位置の基準策定 に関するパブリックコメントの募集

1. 背景及び検討会における基準案の策定

大型貨物自動車は、ユーザーの使用形態によって必要とする荷台が異なることから、自動車メーカーは荷台を装着せずに出荷し、架装メーカーによって、平ボディと呼ばれる通常の荷台やアルミボディ、冷蔵ボディなどが架装され、その後にナンバープレートが取り付けられることとなります。

後部のナンバープレートを取り付けるための取付ステーそのものは、自動車メーカーによってフレーム後部に取り付けられますが、特に低床で、後部に追突車のもぐり込みを防止する突入防止装置の装着が義務づけられている大型貨物自動車は、取付ステーの十分な取り付けスペースが確保できないなかで、荷台と突入防止装置との間にナンバープレートが押し込まれるように取り付けられているものが見受けられます(資料5参照)。

これらの大型貨物自動車について、後部からナンバープレートの表示内容が十分確認できないとの意見、苦情が国民から国土交通省に寄せられていました。

このため、国土交通省では、平成20年2月に有識者による「ナンバープレート表示の視認性の確保等に関する検討会」(資料2参照)を設置し、大型貨物自動車の後部ナンバープレート取付位置について検討を行って参りましたが、委員会としての基準案がまとまりました(3月に行われた第4回検討会で示された基準案を一部修正)。

2. 大型貨物自動車の後部ナンバープレート取付位置の基準案

大型貨物自動車の後部ナンバープレート取付位置に係る基準案を次のとおりとし、検討を行いました。

(案)

大型貨物自動車(道路運送車両の保安基準第18条の2第3項に規定する自動車であって、車両総重量7トン以上に限る。)の後面の自動車登録番号標(以下「番号標」という。)の取付けについては、道路運送車両法第19条第1項、道路運送車両法施行規則第7条第1項によるほか、下記の基準を満たすものとする。

- ① 番号標上端の地上高が1.2m以下である番号標の取付角度は上向き35度以内、1.2mを超える番号標の取付角度は下向き15度以内であること。
- ② 番号標上端の地上高が1.2m以下である番号標の取付位置は、番号標の板面の中心が車両後面より300mm以内であること。
但し、番号標を後面車わく間の位置に取付ける場合は除く。
- ③ 荷台と突入防止装置の間隙に番号標を取付ける場合であって、その間隙の高さが

220 mm以下（中型標板を交付する自動車にあっては165 mm以下）の自動車については、番号標の板面の中心が突入防止装置の後端より前方にならないこと。
なお、車載車、可動荷台を有する自動車など、この基準によりがたい自動車は適用除外を設けることとする。

3. 「ナンバープレートの表示の視認性の確保等に関する検討会」における検討の経緯

●今般の基準が、全ての貨物自動車を対象にしようとするものではなく、あくまでも、特に低床の大型貨物自動車で、荷台と突入防止装置との間にナンバープレートが押し込まれるように取り付けられ、ナンバープレートが見えにくくなる状態が発生しないようにするためのものであることを明確にした。

●基準①について

乗用自動車の運転者の目線の高さを地上から1.2 mとし、それより目線が下になると見えにくくなるものと捉え、20 m後方からの視認性を試験した結果、特に夜間の視認性について上向き30度と40度の間に見やすさに有意な差が見られたことから、取付におけるバラツキ分を加味して35度としたもの（資料6参照）。

●基準②について

乗用自動車の運転者の目線の高さを地上から1.2 mとし、それより目線が下になると見えにくくなるものと捉え、20 m後方からの視認性を試験した結果、車両後面から取付位置（板面中心）までの距離（奥行き）は、特に昼間の視認性において200 mmを超えると見やすさに有意な差が見られたが、車両構造の実態上は奥行き200 mm以内に取付位置を設定することが困難であることを考慮して300 mm以内としたもの（資料7参照）。

なお、車わくの幅内にナンバープレートを取り付ける場合は、奥行き300 mmを超えても、際限なく奥に取り付けられる事はなく、元々一定の視認性が確保されているものと認められるため、除外するもの（資料8参照）。

●基準③について

荷台と突入防止装置の間にナンバープレートを取付ける場合で、その間がナンバープレートの幅より狭くなっている場合は、ナンバープレートが車体の前方に入っ見えにくくならないように、突入防止装置との関係を示したもの（資料7参照）。
なお、特殊な装置を有する一部の貨物自動車で、元々①、②及び③の基準を満たすことができないものについては、本基準の適用を除外することとする。

●本基準の適用については、ナンバープレートが見えにくいことによって、国民の生命、身体等に直接、重大な影響を与えているものではないことから、遡及適用はしない。

（国土交通省ホームページ上の「自動車交通」をクリックして頂きますと、「委員会・検討会」欄に当該検討会の概要が掲載されています。）

4. 取付位置の基準の実施方法（予定）

- ・上記2. の基準を告示により定める予定です。
- ・新たに製作される大型貨物自動車の後部ナンバープレートの取付位置の基準となります。
- ・この取付位置の基準に適合せずに運行の用に供する場合は、道路運送車両法第19条違反となり、罰則が適用されます。

5. スケジュール（予定）

平成21年の可能な限り早い時期に施行を予定しております。

<参考条文>

○道路運送車両法

（自動車登録番号標等の表示の義務）

第十九条 自動車は、国土交通省令で定めるところにより、第十一条第一項（同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣又は第二十五条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号を見やすいように表示しなければ、運行の用に供してはならない。

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条第一項（同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第三項若しくは第五項、第十九条、第二十条第四項、第五十四条の二第四項、第六十三条第六項、第七十三条第一項（第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第九十八条第三項の規定に違反した者